



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ソトー
代表者名 取締役社長 馬淵 嘉明
(コード番号 3571 東証・名証第二部)
問合せ先 取締役管理担当 高岡 幸郎
(TEL . 0586 - 45 - 1121)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理、法令順守の基本姿勢を明確にするためコンプライアンス規定を制定する。
代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス全体を統括すると同時に、役員及び社員等に教育・研修を行い周知徹底する。
法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、文書管理規定に従い適切に保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理規定によりリスクカテゴリー毎の責任部署を定める。
コンプライアンス・リスク管理委員会において部署毎のリスク管理の状況を監査し、全社的リスク管理の進捗状況を取締役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を月 1 回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社長並びに社長が指名する取締役及び監査役で構成する経営会議を原則週 1 回行い、重要事項を審議、検討し必要に応じて臨時取締役会を開催する。

中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体案を立案、実行する。

組織規定、職務分掌規定、決裁権限規定において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社のコンプライアンス・リスク管理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する。

子会社の役員及び社員等に対しコンプライアンス・リスク管理について当社同様の教育・研修を通じ指導する。

子会社に取締役又は監査役を派遣するとともに、事業内容の毎月の報告と重要案件についての事前協議を行う。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役職務を補助すべき使用人を置くものとする。

なお、当該使用人の任命・異動等に関しては監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会やその他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

以上